

菊池地域で
実際にあった
詐欺の手口

本年度被害額

80,996,429円

※10月末現在。菊池・大津警察署管内



菊池地域
合同特集

Case1. 菊陽町

頼んでいない商品が自宅に届く
“送りつけ商法”

頼んでもいない商品が勝手に送りつけられてきて代金を請求される「送りつけ商法」。ある日「注文の商品ができたので送る」と電話があり、何のことか分からず適当に返事をした。後日30,000円相当の商品が代金引換で届いたが、全く身に覚えがなく受け取り拒否をした。すると「なぜ受け取らない」と電話があり、「本当に覚えがない」と言うと、口調が強くなり「証拠があるので受け取らなければ訴える」と脅された。



Case2. 合志市

絶対もうかる! 名義を貸して!
架空の投資話でだます“投資詐欺”

証券会社から「あなたの名義で未公開株を買わせてもらった」と電話があった。「必ずもうかる。謝礼も払うのでこのまま名義を貸してほしい」と頼まれた。後日、金融庁を名乗る人から電話があり、名義貸しは違法と言われた。「このままではあなたも刑事事件で捕まるが、解決金を払えばトラブルを解決できる。解決金は後で戻ってくる」と言われ、5回にわたって約2,000万円を小包で送ってしまった。



Case3. 菊池市

当選番号が事前に分かる?
財布のひもを緩める“宝くじ詐欺”

口6の当選番号を教えると持ちかけられ、情報料などの名目で現金をだまし取られた被害。被害者の携帯電話に男から電話があり、「口6の当選番号の情報提供を行う会社だ。1等の情報を提供するために情報料を振り込んでほしい」などと言われ、指定された口座に9回にわたって計1,255万円を振り込んだ。被害者は1度だけ当選番号を聞いて口6を購入したが外れ、菊池警察署に相談して被害が発覚した。



Case4. 大津町

還付金があります! ATMの操作を
指示してお金を奪う“還付金詐欺”

ATMの操作を指示してお金を奪う「還付金詐欺」。ATMのある場所へ行ってと電話があり、還付金を受け取れるとだまして振り込ませる手口。ATMのある場所へ着くと電話をかけるように言われた。指示されるまま数字ボタンを押し、送金ボタンを押すと預金口座からお金が消えた。実際は還付ではなく犯人の口座に自分のお金を振り込んでいた。



フッフ。この人なら簡単にお金を取れそうだ。これでだませなくても、他にも方法はたくさんあるし……。

オシ、オシ。実は交通事故に遭ってね……。示談金があるんでね、お金ばすぐ用意して!

一寸先は、
詐欺。

「オレオレ詐欺?」
「うちは絶対にだまされん」
「悪質商法?」
「ちゃんと断るけん大丈夫」
「あなたは本当にそう言い切れますか?」

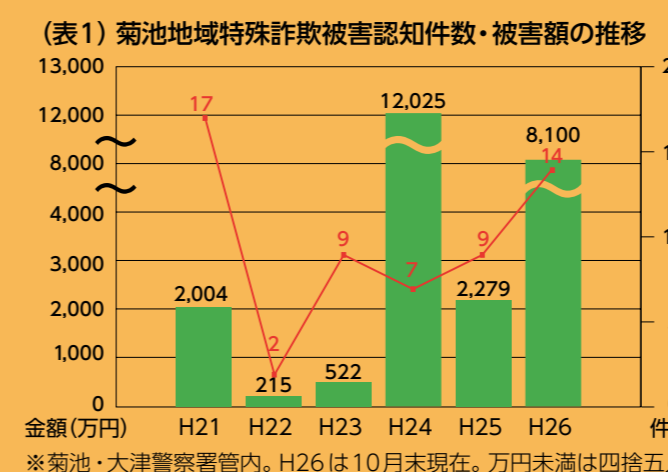
全国で後を絶たない詐欺被害。被害に遭った多くの人が「まさか自分がだまされるなんて……。」と話しています。被害を防ぐためにできることを一緒に考えてみましょう。

増え続ける詐欺被害

「医療保険の過払い金を返還します。手続きの方法を教えますので、コンビニのATMまで行ってください」先月、菊池地域のある家庭に実際にかかってきた電話の内容です。このような手口で相手をだます「振り込み詐欺」などの特殊詐欺が全国で急増しています。平成25年の全国の特殊詐欺件数は前年に比べて3300件増え、被害額も約120億円と大幅に増加。菊池地域でも件数が増加しており、被害額は本年度10月末時点で、すでに昨年度の約4倍になっています(表1)。

巧妙化する詐欺の手口

特殊詐欺の摘発や報道などの注意喚起が広がっているにも関わらず、なぜ被害は増え続けているのでしょうか。振り込み詐欺の代表格とも言えるのが、親類や警察などを装ってお金を振り込ませる「オレオレ詐欺」。犯罪として認知的から10年以上がたちますが、その手口は多様化し、最近では▼はがきやメールで身に覚えの無い料金を請求する「架空請求」▼融資を装い保証金を振り込ませる「融資保証金詐欺」▼県や市町村の職員を名乗り、税金な



どの払い戻し手続きとしてATMで現金を振り込ませる「還付金詐欺」といったものがあります。さらに、現金やキャッシュカードを直接受け取りに来る「振り込ませない詐欺(現金受け取り型)」も増加。平成26年上半年期では、この現金受け取り型の詐欺被害が全体の約8割にのぼっています。悪質業者は不安感や恐怖感を与えながら、言葉巧みに相手を陥れようとしています。「自分は絶対に大丈夫」と思っていた人も実際に被害に遭っています。詐欺被害の実態を知り、正しい知識を身に付けることが大切です。

大切な財産を守るために

お客さまが架空投資詐欺に狙われる事例がありました。東京五輪キャンプ地の土地購入を持ち掛けられたというものです。話を聞いてすぐに怪しいと感じ、警察とも連携して被害を防ぐことができました。お客さまの大切な財産を守ることができて本当に良かったです。

詐欺被害は、お金をだまし取られて初めて「だまされた」と気付きます。取られる前だと「詐欺かもしれないよ」と説得しても、なかなか受け入れてもらえません。それだけ悪質業者は言葉巧みに相手を丸め込んでしまうのです。

対策としては、ナンバーディスプレイ機能や留守番電話機能を使い、かけてきたのが誰なのかを事前に確認するのも有効な方法です。家族や身近な人に相談できる体制をつくっておくことも大事だと思います。



一人で決めず、誰かに相談を



消費生活相談員
田中愛美さん

こんな言葉には
要注意!

専門の相談員が対応

専門の消費生活相談員が悪質商法による被害や商品事故の苦情など、消費生活に関する相談に応じています。相談内容によって、問題解決のための助言や情報提供を行ったり、専門機関へのあっせんなどを行ったりして行っています。他に、出前講座などの啓発活動も

配便などでお金を送らせたり、犯人が直接自宅までお金を取りに来たりする手口も増えています。

被害に遭いやすい人の特徴

60歳以上の高齢者で無職の人は被害に遭いやすい傾向にあります。性別を問わず、昼間家にいて、電話を取ることでできる人が被害に遭うことが多いようです。一人でいるときに誰にも相談せず、即決してしまうのです。家族や知人、地域の人が日ごろから小まめに声掛けをして、気に掛けることが重要です。

被害を防ぐために

「一人で決断しないこと」「事実を確認すること」「誰かに相談すること」が大切です。振り込め詐欺の場合、一度お金を振り込んでしまうと、取り戻

最近の相談事例

証券会社の名前をかたった投資詐欺がありました。「絶対もうかるので社債・未公開株を買ってください」とうそをつき、価値のない、あるいは架空の金融商品を買うよう勧誘されたという事例です。若い人に多いのは、携帯電話やパソコンなどで無料動画を見ようとしたら登録料を請求されたといった被害です。振り込め詐欺の場合、宅

すことはとても難しくなります。入金する前に、必ず誰かに相談し、事実関係を確認しましょう。明らかに詐欺だと分かるときは警察に連絡してください。詐欺かどうか確信が持てない場合や少しでも不安なときは、遠慮なく消費生活相談窓口にご相談ください。相談するときは、きつかけから現在に至る経緯を詳しく聴き取ります。そのためにはできるだけ詳しい情報が必要なので、契約書や購入したきつかけになった広告などの関係書類をご用意ください。インターネット関連の場合は、パソコン画面のコピーやホームページアドレス、電子メールなどを準備してください。一見無関係に思えるものも、重要な解決の糸口になることもあります。少しでも実際の状況を把握できた方がより良い助言ができますし、早期解決にもつながります。相談窓口には守秘義務がありますので、安心して相談してください。

今からできる
詐欺被害の
防止策

詐欺に負けない!

4つの心得



心得その1

焦らず落ち着いて!
まずは事実関係を確認

悪質業者は身分を偽り、うその情報や説明で言葉巧みにだましてきます。被害に遭った人は「冷静になればおかしいと気付いたが、そのときは気付かなかった」と口々に言います。まずは落ち着いて、会社名や住所、電話番号、相手の名前を確認しましょう。いったん電話を切って、自分で会社名や電話番号を調べたり親類に連絡したりして事実を確認しましょう。



心得その2

断るときははっきりと!
悪質業者を撃退する言葉

あいまいな返答はトラブルの元です。「結構です」という言葉は肯定にも否定にも受け取れるため、悪質業者につけこまれてしまいます。断るときははっきりと「要りません」「興味ないのでお帰ってください」「今後の勧誘は一切お断りします」などと言いましょう。断る理由や口実を言う必要はありません。拒絶の意思をはっきりと示すことが大切です。



心得その3

その話はちょっと怪しい!
近所や家族に相談して未然に解決

相談しない人や詐欺に関する情報がない人は被害に遭いやすいです。契約するときはよく内容を確認し、理解してから契約することが大切です。すぐに契約しようとせず、周りの人や家族、公的機関に相談しましょう。「その話はちょっと怪しいんじゃないかな」と「よく考え直した方がよいかよ」などと声を掛けてくれるので、冷静な判断ができるようになります。



心得その4

だまされても諦めないで!
クーリング・オフ制度

いったん契約しても、一定の期間であれば理由がなくても無条件で解約できます。基本、訪問や電話勧誘などで購入した全ての商品とサービスが対象です。「クーリング・オフできない」「違約金が掛かる」などと妨害された場合は期間が延長されます。ただし、通信販売や使用した消耗品、3,000円未満の商品を現金で買った場合などは対象外です。



相談窓口はこちら!

- 消費生活相談窓口**
- 日時 毎週火曜日 大津町 毎週木曜日 菊陽町 午前10時～午後4時
 - ※菊陽町と大津町の住民はどちらも利用できます(祝日・年末年始を除く)。
 - 相談方法 電話・面談
 - 問い合わせ
 - 菊陽町消費生活相談窓口 (総合政策課) ☎(232)2112
 - 大津町消費生活相談窓口 (総務課) ☎(293)3111



詐欺に負けない菊池地域へ

今回紹介した事例は、実際に私たちのすぐそばで起こっていることです。高齢者だけでなく、若い世代も被害を受けています。普段から家族や地域で情報交換や詐欺対策をしておけば、被害に遭うことも少なくなります。「なんだか怪しいけど近くに相談できる人がいない」という場合は、ぜひ相談窓口をご利用ください。

「一寸先は、詐欺」。明日は自分や自分の大切な人が狙われるかもしれません。被害を防ぐためには、「他人事」ではなく一人一人が「自分事」として考え、危機感を持つことが大切です。対策の心得を忘れず、みんなの力で菊池地域から詐欺を追いつきましょう。